

# 一般社団法人 F C F 推進フォーラム 定款

平成 26 年 9 月 1 0 日作成

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 F C F 推進フォーラムと称する。  
英字名称を、Felicitous Common use Format Promotion Forum とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、近距離非接触通信技術の時代において、共通フォーマット (FCF) を活用した ID 認証サービスの普及とそれに携わる企業等の社会的・経済的地位の向上及び当法人の会員間の交流、支援等を主たる目的として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の支援、連絡、親睦及び社会的・経済的地位の向上
- (2) カード利用者の名前や ID 番号など、基本的な情報を IC デバイス上に掲載するファイルフォーマット (共通フォーマット) を会員企業間で共有し、お客様の同意に基づいて会員企業が読み取りや追加ができる仕組みを提供する事業
- (3) さまざまな法人における相互利用を可能にするため、分野ごとに共通利用フォーマットを策定することで ID 認証サービスの利用シーン拡大を図り、ID 認証サービス利用者の利便性向上と会員企業のビジネス活性化を推進する事業
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

一般社団法人 F C F 推進フォーラム ホームページ <http://www.fcf.jp/>

## 第 2 章 会 員

(入会)

第 5 条 当法人の会員は K 会員、P 会員、一般会員とする。

- (1) K 会員：FCF の 0 次及び 1 次発行事業者。
- (2) P 会員：FCF の 2 次発行及びサービス追加発行の権利を有する事業者。
- (3) 一般会員：FCF 対応アプリケーション及びシステムを提供する権利を有し、FCF 対応アプリケーション及びシステム を登録できる権利を有する事業者。

- 2 当法人への入会は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 当法人への入会申込みがあった時、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。
- 4 当法人への入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。
- 5 P会員、一般会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
  - (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
  - (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)
  - (5) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
  - (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
  - (7) 一般法人法第 299 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(会員の資格喪失)

第 6 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散又は破産したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 1 年分以上会費を滞納したとき。

(退会)

第 7 条 会員は、自己の意思により退会することができる。

ただし、退会しようとするときは、代表理事に、その旨書面をもって 30 日前までに届出なければならない。

- 2 退会に伴い、既納した入会金・年会費・その他の経費の返還を請求することはできないものとする。

(除名)

第 8 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、もしくは会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 9 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、公開する。

### 第3章 社員

(社員)

第10条 当法人は、K会員をもって一般法人法上の社員とする。  
なお、設立時社員3名は、K会員2名、任期のある社員1名である。

(任期のある社員)

第11条 前条の規定に係わらず、社員総会に立候補したP会員、一般会員の中から「任期のある社員」として社員総会において社員の数を下回る数を選出することができる。選出された「任期のある社員」はその任期中においては一般法人法上の社員と見做す。  
なお、「任期のある社員」の任期は、第24条を準用する。この場合において、「理事」とあるのは「任期のある社員」と読み替えるものとする。

### 第4章 会費等

(会費等)

第12条 K会員、P会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を、一般会員は社員総会において別に定める年会費をそれぞれ納めなければならない。  
2 会員は、当法人の事業の実施に要する経費を負担するため、社員総会において別に定める負担金を負担しなければならない。

### 第5章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、社員及び任期のある社員をもって構成する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに社員及び任期のある社員に対して発する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。  
(1) 会員の入会金、会費及び経費負担の額  
(2) 会員の除名  
(3) 代表理事及び理事の選任及び解任

- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属先
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会において、社員及び任期のある社員は各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員及び任期のある社員は、他の社員及び任期のある社員を代理人とする委任状をもって議決権の行使を委任することができる。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 代表理事および理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長は前項の議事録に、署名又は記名、押印する。

## 第6章 代表理事および理事、顧問

(員数)

第22条 当法人は、理事3名以内を置く。

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とし、他を一般法人法上の業務を執行する理事とする。

(選任等)

- 第 23 条 理事は、社員総会の決議によって、社員及び任期のある社員に属する者の中から選任する。
- 2 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(職務権限)

- 第 25 条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を掌理する。
- 2 理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
  - 3 代表理事および理事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は全ての社員及び任期のある社員の同意がなければ、免除することができない。

(解任)

- 第 26 条 代表理事および理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

- 第 27 条 当法人は、顧問 2 名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、代表理事が社員総会の同意を得て委嘱する。
  - 3 顧問は、当法人の運営上特に重要な事案について代表理事の諮問に応え、また、建議をすることができる。
  - 4 顧問の任期は、委嘱後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

- 第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成

- し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計原則)

第 30 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(費用支払い等)

- 第 31 条 代表理事および理事、顧問及び社員及び任期のある社員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関しての必要な事項は、社員総会の決議により別に定める代表理事および理事、顧問及び社員及び任期のある社員の費用支払いに関する規定による。

## 第 8 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 32 条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第 33 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

- 第 34 条 当法人が清算する場合、その有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 附則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第 36 条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	丸山 重久
設立時理事	小川 実

設立時理事 福田 昭和

設立時代表理事 丸山 重久

(設立時役員任期)

第 37 条 設立時理事の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(設立時社員の氏名、住所)

第 38 条 設立時社員の名称、住所は次のとおりである。

住所 東京都港区港南一丁目7番1号

氏名 ソニー株式会社 代表執行役 平井 一夫

住所 東京都文京区小石川四丁目14番12号

氏名 共同印刷株式会社 代表取締役 藤森 康彰

住所 東京都台東区東上野六丁目18番17号カーサミナガワ4C

氏名 合同会社プロジェクトリンクス 代表社員 福田 昭和

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上 一般社団法人 F C F 推進フォーラムの設立に際し、設立時社員ソニー株式会社他 2 名の定款作成代理人である行政書士小野里孝史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 26 年 9 月 10 日

設立時社員 ソニー株式会社 代表執行役 平井 一夫

設立時社員 共同印刷株式会社 代表取締役 藤森 康彰

設立時社員 合同会社プロジェクトリンクス 代表社員 福田 昭和

行政書士法第 1 条の 3 に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記設立時社員ソニー株式会社他 2 名の定款作成代理人

東京都中央区銀座 6 丁目 13 番 7 号新保ビル 403

行政書士 小野里 孝史

登録番号 第 05082150 号